

# 国立医薬品食品衛生研究所 機関評価と対応

国立医薬品食品衛生研究所研究評価委員会は  
平成11年 3月16日  
平成12年 3月 3日  
平成12年10月 4日  
平成15年 2月21日  
に開催された。

# 評価委員

委員氏名	所 属	評価担当年度
小野 宏	(財)食品薬品安全センター秦野研究所	10, 11, 12, 14年度
富田 基郎	昭和大学薬学部教授	11, 12, 14年度
熊谷 進	東京大学農学部教授	11, 12, 14年度
杉山 雄一	東京大学薬学部教授	11, 12, 14年度
森田 昌俊	(独)国立環境研究所統括研究官	10, 11, 12, 14年度
日和佐信子	全国消費者団体連合会事務局長	10, 11, 12年度
栗飯原景昭	大妻女子大学教授	10年度
市川 厚	京都大学教授	10年度
広部 雅昭	東京大学名誉教授	10年度

## 評価された点

- いずれの研究部も活発に研究成果を公表しており評価できる。
- 各部とも所掌に従って、行政からの指示・要望による試験・調査業務を滞りなくこなしている。
- 研究者あたりの論文数はわが国のトップランクの大学に匹敵し、他機関との研究連携も効果的に実施されている。
- 各部の業務はほとんど重複することなく、所全体としてあらゆる課題が網羅されている。
- 研究開発分野・課題は、総体として適正に選定されている。
- 研究資金等の研究開発資源の配分は適切である。
- 研究支援体制、知的財産取得の支援体制も整備されている。
- 国内外の研究機関との間で共同研究は活発に行なわれており、民間資金もHS財団を通じて活発に導入されている。
- 国際協力等において努力している。国際交流は非常に活発である。
- 倫理規定の整備状況は適正である。

## 指摘事項と対処方針(1)

- 試験業務は徐々に民間に任せていき、研究のみで研究所が成り立っていける体制とすることを希望する。  
(対処: 緊急対応や国レベルでの対応の必要なもの等を除き、試験検査・調査業務に関して、他機関に任せられる分野については極力委譲、委託していきたい。)
- 人員の割には課題数が多い。これら研究課題を、試行錯誤を十分できる自由やゆとりを持ってこなしていくには、流動研究員など研究者や協力者を大幅に増やす必要がある。  
(対処: 行政ニーズの高い研究に対応していく。また、流動研究員、研究協力者を確保するべく、研究資金の確保に努めたい。)
- 「医薬品」研究所と名称の先頭に医薬品をつけたのであるから、研究も医薬品研究を指向した方向に舵取りをしてほしい。  
(対処: 医薬品部門に特化する方向ではなく各部門そろっての充実・発展を図るとともに、シナジー効果をより効果的に発揮させるという方向で対応したい。)

## 指摘事項と対処方針(2)

- 今後の問題は、研究活性度が低下した研究員への研究費配分であろう。ある程度の研究員の任期制導入はやむをえない。

(対処：現在でも既に国の規則の範囲内で任期制導入は実施しており、今後も研究業務の内容等を勘案して任期付き採用を行う。)

- 行政ニーズの高い研究や試験検査を首尾よくこなし、かつ、試行錯誤を要するようなしっかりした質の高い研究を行うためには、研究員が少なすぎる。

(対処：業務の見直しを図り、優先順位の高い業務に人員をあてる。人員配置の不断の見直しを行う。流動研究員、研究協力者を確保するべく、研究資金の拡充に努める。)

- 必要に応じて、施設の増改修を行ってきているが、大幅な施設増が必要であろう。今後の整備に期待したい。

(対処：府中移転を控えており、既存の施設を最大限有効活用する工夫や、レンタルラボの借り上げなども考慮して、必要な研究が円滑に遂行できる施設環境や面積の確保に努力したい。)

## 指摘事項と対処方針(3)

- 組織を一部センター化して時限的な研究チームを結成してプロジェクト研究を行う方式を盛んにしてはいかかがか。  
(対処: 医薬品部門や食品部門などのセンター化は計画立案したが、公式に認められるのは困難。そこで部の境界を越えて、時限的なタスクフォースを組織してプロジェクト研究を実施している。今後とも必要に応じて、所内関係研究者によるプロジェクト研究を推進していきたい。)
- 特許は、まだ活発とはいえない。  
(対処: 従来より、知的財産の獲得に配慮しており、そのための職員の意識改革などに努めている。職員のインセンティブにつながる方策を積極的に講じていきたい。)
- 人事面においても外部との交流を推進してほしい。  
(対処: 今後とも必要に応じて積極的に外部からの適切な人材確保に努めたい。)

## 指摘事項と対処方針(4)

- 人員・予算の自由度が著しく貧しい。国立研究機関にもう少し自由度を与え、活性化を図る必要がある。  
(対処:人員・予算の執行上の自由度に制限があるので、弾力的運用が可能となるような改正の働きかけを本省に要望していきたい。また、より自由度の高い様々な公募型研究費獲得に向け一層の努力を傾注し、研究活動の活性化を図っていきたい。)

## 国立医薬品食品衛生研究所機関評価報告書

平成16年5月

### 国立医薬品食品衛生研究所研究評価委員会

#### 1. はじめに

国立医薬品食品衛生研究所（以下「国立衛研」という。）で行われている業務は、医薬品や食品のほか、生活環境中に存在する多くの化学物質について、その品質、安全性及び有効性を正しく評価するための試験研究や調査を行うことである。それらの成果は、主に厚生行政に反映され、国民の健康と生活環境を維持・向上させることに役立っている。今後においても国立研究機関の中核として大きく成長されることを期待したい。

#### 2. 機関評価の目的

「国立医薬品食品衛生研究所研究評価マニュアル」における機関評価については、国立衛研の試験・研究業務に係る機関活動全般を評価の対象としている。限られた国の財政資金の研究費等への重点的・効率的な配分について、或いは研究者の創造性が十分に発揮される体制を構築するため、当面の問題点や疑問点を抽出することにより、改善の方向性を示すことを機関評価の目的としている。

#### 3. 機関評価の対象

今回の評価は、国立衛研が策定した評価実施計画（3－4年に1回を目安として全体評価を行う）に基づき、各研究部・省令室・各薬用植物栽培試験場を対象とした評価をふまえて機関評価を行った。

なお、具体的な機関評価の評定事項は「国立医薬品食品衛生研究所研究評価マニュアル」に定める、以下の事項を対象とした。

- (1) 研究・試験・調査の状況と成果
- (2) 研究開発分野・課題の選定
- (3) 研究資金等の研究開発資源の配分
- (4) 組織・施設整備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制
- (5) 共同研究・民間資金の導入状況、国際協力等外部との交流
- (6) 倫理規定の整備状況
- (7) その他

#### 4. 評価の方法

- (1) 当委員会は国立医薬品食品衛生研究所長からの委嘱による5名（資料1）から構成される。
- (2) 全体評価に係る機関評価資料は、「国立医薬品食品衛生研究所研究評価マニュアル」と共に各評価委員に事前送付により配布した。
- (3) 本委員会は、平成11年3月16日、平成12年3月3日、平成12年10月



- 4日、平成15年2月21日に、国立医薬品食品衛生研究所において開催した。全体評価は、平成15年2月21日（金）の委員会で実施した。
- (4) 全体評価の進め方は、事前送付した資料について国立衛研からの説明に対する質疑応答、全体討論を行った。なお、各委員には機関評価票を配布した。なお各委員は、それまでの結果を慎重にかつ総合的に評価するために機関評価票を持ち帰り、後日これを当委員会に提出することとした。
- (5) 当委員会は、各委員が提出した機関評価票を今回の報告書にまとめ、国立医薬品食品衛生研究所長に提出するものである。

## 5. 機関評価の結果

個別事項に関する評価は以下のとおりである。

### (1) 研究・試験・調査の状況と成果

いずれの研究部も活発に研究成果を公表しており評価できる。また併せて、各部とも所掌に従って、行政からの指示・要望による試験・調査業務も滞りなくこなされている。

研究成果は、年間約300編の原著論文として発表されており、J. Biological Chemistry や Development 等のインパクト指数の大きい論文にも数多く掲載されており、全体として上手く成果が出ていると言える。

質の高い原著論文が多いが、原著論文の著者所属から判断し、全体の約1/3の論文は外部機関が主に担った研究であることがうかがえる。約200名の研究者数からすると、研究者あたりの論文数はわが国のトップランクの大学に匹敵し、また、他機関との研究連携も効果的に実施されていると思われる。毒性試験や食品衛生試験など、行政対応上必要な試験検査業務を行っての上であることを考えれば、研究所の成果として適正であるが、今後さらにアウトプットを大きくすることに努力が払われることに期待したい。

文部科学省の科学研究費獲得額が年々上昇しているのは、相対的に見ても研究レベルが向上していることの証拠である。さらなる向上を期待する。

試験業務に関しては、試験所から研究所に改組したのであるから、無理に実施する必要はないように考えるが、多分、本研究所でしかできない業務があるのであろう。個人的には、試験業務は徐々に民間に任せていき、研究のみで研究所が成り立っていける体制とすることを希望する。

### (2) 研究開発分野・課題の選定

各部の業務はほとんど重複することなく適当に課題を分散して取り組まれており、結果として所全体としてあらゆる課題が網羅されている。

人員の割には課題数が多く、平均すると、二人に1課題以上をこなしていることになり、とくに行政ニーズの高い厚生科学研究の課題数が多い。これら研究課題を、試行錯誤を十分できる自由やゆとりを持ってこなしていくには、施設とのかねあいもあるが、流動研究員など研究者や協力者を大幅に増やす必要がある。

研究開発分野・課題は、総体として適正に選定されている。これと併せて、人員配置の適正化も考慮されている。

薬学分野の研究者としては、せっきく、「医薬品」研究所と名称の先頭に医薬品をつけたのであるから、研究も医薬品研究を指向した方向に舵取りをしてほしい。医薬品を標榜している研究所はここだけであることに誇りをもって突き進んでいただきたい。またそれが本研究所がさらに発展する道と信じる（医薬産業の規模を考え

れば、必要とされる公的研究も無数にある)。

### (3) 研究資金等の研究開発資源の配分

全体としての研究資金は、以前と比べて潤沢となっており、十分に国際的研究競争に資金面では対抗できる状況になったと判断する。

研究資金等の研究開発資源の配分は適切である。

今後の問題は、どこの公的研究所も抱えている研究活性度が低下した研究員への研究費配分であろう。ある程度の研究員の任期制導入はやむをえないと考える。

### (4) 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産取得の支援体制

流動研究員と大学院学生あわせて75名程度と研究員約200名は、この研究所の守備範囲である行政ニーズの高い研究や試験検査を首尾よくこなし、かつ、大きな労働力と長い時間ならびに失敗をおそれない試行錯誤を要するようしっかりした質の高い研究を行うためには、少なすぎる。必要に応じて、施設の増改修を行っているが、さらに多数の研究協力者を受け入れられるように大幅な施設増が必要であろう。大型プロジェクト研究や緊急的行政ニーズに答え得る試験研究を首尾よくこなしていくには、レンタル方式の大きな共通実験室を増築することも検討されるべきであろう。

施設、研究基盤等の整備は行われているが、府中移転をひかえて、全体としていま一つである。今後の整備に期待したい。

研究支援体制、知的財産取得の支援体制も整備されている。

組織を一部センター化して時限的な研究チームを結成してプロジェクト研究を行う方式を盛んにしてはいかかがか。

施設については旧建物の状況は悲惨である。もしもしばらく用賀に留まるのならば、順次、内装を改良していくのがよいと考える。

特許はいくつか出されているが、まだ活発とはいえない。特許から得られる果実は、研究所にも留まるようにして研究所全体が果実を期待する雰囲気になるような法改正が必要である。

### (5) 共同研究・民間資金の導入状況、国際協力等外部との交流

国内外の研究機関との間で共同研究は活発に行なわれており、民間資金もHS財団を通じて活発に導入されている。

共同研究は数多く展開されているが、民間資金の導入は少ない。国の仕組みのためと考えられるが、民間資金の導入を容易とするように国の会計の仕組みを考えることが重要であろう。

共同研究・民間資金の導入はいずれの国立研究所も法規的な制約があつて難しい。これが進まないのは研究員の怠慢ではない。むしろ、現在の法規制の状況下では無理に推進して法規違反等危険を冒す必要はない。本来は規制を緩和して共同研究・民間資金の導入がしやすくなる方策をとるべきであろう。

国際協力等において努力していることが認められる。国際交流は業務上、非常に活発である。今後は人事面においても外部との交流を推進してほしい。例えば、外部に流出した人材補給は外部からの中途採用とするなどの規則を設けるのも一案である(もちろん流出した人材と同じポストである必要はない)。

### (6) 倫理規定の整備状況

倫理規定の整備状況は適正である。

文部科学省管轄の大学等ではゲノム倫理規定及び委員会の設置を勧告されている。さらには動物実験倫理規定及び委員会の設置も強く勧められている。これらは独自の審査申請書と審査内容を必要とする。いずれ厚生労働省管轄の研究所も設置しなければならなくなると思われるので、設置を検討されてはいかがでしょうか。

(7) その他

国立研究機関のためか、人員・予算の自由度が著しく貧しい。政府（あるいは厚生労働省）は、国立研究機関にもう少し自由度を与え、活性化を図る必要がある。

平成16年5月10日

国立医薬品食品衛生研究所長 殿

国立医薬品食品衛生研究所研究評価委員会

委員長 小野 宏



国立医薬品食品衛生研究所研究評価委員会 委員名簿

平成15年2月21日現在

○小野 宏 (財)食品薬品安全センター秦野研究所所長

富田 基郎 昭和大学薬学部教授

熊谷 進 東京大学農学部教授

杉山 雄一 東京大学薬学部教授

森田 昌俊 (独)国立環境研究所統括研究官

(○は委員長)

国立医薬品食品衛生研究所研究評価委員会委員名簿

委員氏名	所 属	評価担当年度	
小野 宏	(財)食品薬品安全センター秦野研究所長	10, 11, 12, 14年度	(11年度～委員長)
富田 基郎	昭和大学薬学部教授	11, 12, 14年度	
熊谷 進	東京大学農学部教授	11, 12, 14年度	
杉山 雄一	東京大学薬学部教授	11, 12, 14年度	
森田 昌俊	(独)国立環境研究所統括研究官	10, 11, 12, 14年度	
日和佐信子	全国消費者団体連合会事務局長	10, 11, 12年度	
粟飯原景昭	大妻女子大学教授	10年度	(10年度:委員長)
市川 厚	京都大学教授	10年度	
広部 雅昭	東京大学名誉教授	10年度	

国立医薬品食品衛生研究所外部評価委員会の評価結果及び研究開発機関の対処方針

	外部評価委員会の評価結果	研究開発機関の対処方針
(1) 研究・試験・調査の状況と成果	<p>1) いずれの研究部も活発に研究成果を公表しており、行政からの指示・要望による試験・調査業務も滞りなくこなされており、全体として上手く成果が出ていると言える。</p> <p>他機関との研究連携も効果的に実施されていると思われる。</p> <p>毒性試験や食品衛生試験など、行政対応上必要な試験検査業務を行っている上であることを考えれば、研究所の成果として適正であるが、今後さらにアウトプットを大きくすることに努力が払われること及び、研究レベルのさらなる向上を期待する。</p> <p>2) 試験業務に関しては、試験所から研究所に改組したのであるから、無理に実施する必要はないように考えるが、多分、本研究所でしかできない業務があるのであろう。個人的には、試験業務は徐々に民間に任せていき、研究のみで研究所が成り立っていける体制とすることを希望する。</p>	<p>1) 今後も、行政ニーズに応えるための試験検査・調査業務を遅滞なく実施するとともに、国内外の他機関との研究連携を効果的に実施し、研究レベルの維持・向上、対外的アウトプットの拡大に努める。そのために、内部的には各部間の効果的な連携をより一層促進するとともに、研究費の効率的な配分などを実施する。</p> <p>2) 試験検査・調査業務に関して、他機関に任せられる分野については極力委譲、委託することとしたい。しかし、本研究所でしか実施できない分野、緊急な行政対応が必要な場合、国として独自のデータが必要な場合などにおいては、試験・調査業務が、本研究所の大きな柱のひとつであることも事実である。また、これを継続的に実施できる体制の維持も重要であると考えている。試験・調査業務は今後とも、研究業務とのバランスを取りながら適切に実施する。</p> <p>他方、将来的には、当所の試験・調査業務に対するニーズの変化も考えられるので、これらの変化にも適切に対応しながら、研究を中心とした業務を一層効果的に推進できる体制についても配慮して将来計画を立てる。</p>

<p>(2) 研究開発分野・課題の選定</p>	<p>1) 人員の割には課題数が多く、平均すると、二人に1課題以上をこなしていることになり、とくに行政ニーズの高い厚生科学研究の課題数が多い。これら研究課題を、試行錯誤を十分できる自由やゆとりを持ってこなしていくには、施設とのかねあいもあるが、流動研究員など研究者や協力者を大幅に増やす必要がある。</p> <p>2) 研究開発分野・課題は、総体として適正に選定されている。これと併せて、人員配置の適正化も考慮されているが、「医薬品」研究所と名称の先頭に医薬品をつけた、医薬品を標榜している研究所はここだけであることから、研究も医薬品研究を指向した方向に舵取りをしてほしい。</p>	<p>1) 行政ニーズの高い厚生科学研究の課題には対応していく必要がある。所要の人員については、定員増は年々困難な状況にあるので、流動研究員、研究協力者を確保するべく、研究資金の確保に努めたい。施設とのかねあいについては、府中移転計画との関連で現在の場所での施設の拡充に限界があるが、最大限努めることとする。</p> <p>2) 医薬品企業の品質確保の技術レベルの向上、安全性試験方法の国際基準化などの流れの中で、医薬品について公的研究機関として実施すべき試験・調査業務及び研究業務は、時代とともに質的に変化してきているが、国の機関として先導的に実施しなければならない研究課題は益々増加してきていると認識している。本研究所としては科学技術の進展を踏まえ、公的に実施すべき研究課題を重点的に選択し、医薬品研究活動のより一層の充実を図る所存である。</p> <p>一方で、当所は、医薬品、医療機器のみならず、食品や生活環境中の化学物質を始め、国民の身のまわりにある化学物質を対象に安全性等を確保するための試験研究を行う唯一の国立機関であることから、これらの業務についても本省関係部局との連携を踏まえてより一層充実・発展させていく必要がある。</p> <p>当所が対象とする業務関連物質は多種多様であるが、化学物質の理化学的試験研究及び生物学的試験研究という点では共通するところも多い。これが、ある部門での技術導入・開発や</p>
-------------------------	---	--

		<p>情報集積が他部門での活用に繋がるなど各部門独自の活動を相互に刺激、触発、活性化する効果を生み出すとともに、部門間の有機的連携も可能にするという当所のきわめてユニークな特徴と存在意義を高めている。健康食品等による健康被害原因物質解明に関する研究の成果等は、当所の特色がいかなく発揮された好例でもある。</p> <p>当所としては医薬品部門に特化する方向ではなく各部門そろっての充実・発展を図るとともに、シナジー効果をより効果的に発揮させるという方向で対応したい。</p>
(3) 研究資金等の研究開発資源の配分	<p>全体としての研究資金は、以前と比べて潤沢となっており、十分に国際的研究競争に資金面では対抗できる状況になったと判断する。現状の研究資金等の研究開発資源の配分は適切である。</p> <p>今後の問題は、どこの公的研究所も抱えている研究活性度が低下した研究員への研究費配分であろう。ある程度の研究員の任期制導入はやむをえないと考える。</p>	<p>まず研究員の研究活性度が維持、向上するよう努めることが何よりも重要と考えている。一方で、研究活動のスケール、所要費用、難易度、活性度に応じた適切な研究費の効率的配分をするべく不断に努めることも重要であると考えている。</p> <p>国の機関として、独自の人事規則を導入することは困難であるが、現在でも既に国の規則の範囲内で任期制導入は実施しており、今後も研究業務の内容等を勘案して任期付き採用を行う方針である。</p>
(4) 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産取得の支援体制	<p>1) 流動研究員と大学院学生あわせて75名程度と研究員約200名は、この研究所の守備範囲である行政ニーズの高い研究や試験検査を首尾よくこなし、かつ、大きな労働力と長い時間ならびに失敗をおそれない試行錯誤を要するようないしっかりした質の高い研究を行うためには、少なすぎる。</p>	<p>1) 人員については、業務量と質の向上に必要な定員増を求めていくが、現実には非常に困難な状況にある。必要と思われる業務であっても、人員との関係でこなすことが困難なものについては一層の見直しを図り、より優先順位の高い業務に人員をあてるしか方策はない。所内での人員配置の不断の見直しも行っていきたい。流動研究員、研究協力者については可能な限り</p>



	<p>2) 必要に応じて、施設の増改修を行ってきているが、施設全般の老朽化が著しい。府中移転をひかえているとはいえ、レンタル方式の大きな共通実験室を増築することも検討されるべきであろう。</p> <p>今後の整備に期待したい。</p> <p>3) 組織を一部センター化して時限的な研究チームを結成してプロジェクト研究を行う方式を盛んにしてはいかがか。</p> <p>4) 施設については旧建物の状況は悲惨である。もしもしばらく用賀に留まるのならば、順次、内装を改良</p>	<p>確保するべく、研究資金の拡充に努めたい。</p> <p>2) 府中移転を考えると、根本的問題解決や施設の大幅な増改修は困難であると思われる。しかし、質の高い研究展開や信頼性の高い精密なデータの提供は日々求められているので、その責任を果たすための対策は必要であると痛感している。既存の施設面積を最大限有効活用する工夫や、レンタルラボの借り上げなども考慮して、必要な研究が円滑に遂行できる施設環境や面積の確保に努力したい。なお、後者については、所要の予算確保に向けて、本省と密接な連携を取りながら財政当局等へ強く要望してゆくこととしたい。</p> <p>3) 例えば医薬品部門や食品部門など組織の一部のセンター化は、従来しばしば計画立案したが、公式に認められるのは困難なのが現実である。そこで実質的に、部の境界を越えて、時限的なタスクフォースを組織してプロジェクト研究を実施している。ミレニアムプロジェクト、メディカルフロンティア、ゲノム再生プロジェクト、トキシコゲノミクスプロジェクトなどをはじめ、行政緊急対応の課題でも健康食品健康被害問題など事例は多い。今後とも必要に応じて、所内関係研究者によるプロジェクト研究を推進して参りたい。</p> <p>4) ご指摘の通りである。プレハブを除く当所の主要な3つの建物は、それぞれ築後73年、37年、26年を経</p>
--	--	---

	<p>していくのがよいと考える。</p> <p>5) 特許はいくつか出されているが、まだ活発とはいえない。特許から得られる果実は、研究所にも留まるようにして研究所全体が果実を期待する雰囲気になるような法改正が必要である。</p>	<p>過している。当所は国の行政施策や判断根拠となる最も質が高く信頼性のあるデータを出すことが求められている試験研究機関である。特に最近では高度な機器による微量物質の高感度・高効率な分析手法が主流を占めてきており、測定環境のクリーン度がデータの質に大きく影響する可能性を考えると、現状の改善は必須であると考えている。また、毒性試験が実施できる唯一の国の機関であり、さらに信頼性を高めるべくグレードアップが必要である。新施設への移転完了までの期間であっても、可能ならば、相当程度の改修、それが困難でも、可能な限り、内装を改良する等の処置が必要であると考えている。いずれにしても、所要の予算措置を本省と密接な連携を取りながら、財政当局等に強く要望してゆきたい。</p> <p>5) 従来より、研究の成果として、知的財産の獲得にも、配慮しており、そのための職員の意識改革などに努めている。</p> <p>ご指摘のような職員のインセンティブにつながる方策を可能な限り積極的に講じていきたい。</p>
<p>(5) 共同研究・民間資金の導入状況、国際協力等外部との交流</p>	<p>1) 共同研究は数多く展開されているが、民間資金の導入は少ない。国の仕組みのためと考えられるが、民間資金の導入を容易とするように国の会計の仕組みを考えることが重要であろう。</p> <p>共同研究・民間資金の導入はいずれの国立研究所も法規的な制約があつて難しい。これが進まないのは研究員の怠慢ではない。本来は規制</p>	<p>1) 当所が民間資金の導入を容易とするように国の会計の仕組みについて論ずるのは困難である。一方、ルール上許される最大限の範囲での民間との共同研究はこれを大いに推進しているところである。すなわち、民間ニーズに対応した研究テーマの選択などに努力し、本研究所に現在認められている官民共同研究に係わる委託研究費枠は、使いきっている状況であ</p>

	<p>を緩和して共同研究・民間資金の導入がしやすくなる方策をとるべきであろう。</p> <p>2) 今後は人事面においても外部との交流を推進してほしい。例えば、外部に流出した人材補給は外部から採用とするなどの規則を設けるのも一案である(もちろん流出した人材と同じポストである必要はない)。</p>	<p>る。</p> <p>これ以上の民間資金導入の拡大については、委託研究費枠の拡充、あるいは、ルール改正による委託研究費枠の廃止などしかないと思われるので、それらを関係方面に要望していきたい。</p> <p>2) 国の機関として、独自の人事規則を導入することは困難であるが、従来から公募で広く外部から人材を採用してきている。今後も必要に応じて積極的に外部からの適切な人材確保に努めたい。</p>
<p>(6) 倫理規定の整備状況</p>	<p>倫理規定の整備状況は適正である。</p> <p>文部科学省管轄の大学等ではゲノム倫理規定及び委員会の設置を勧告されている。さらには動物実験倫理規定及び委員会の設置も強く勧められている。</p> <p>これらは独自の審査申請書と審査内容を必要とする。いずれ厚生労働省管轄の研究所も設置しなければならなくなると思われるので、設置を検討されてはいかがでしょうか。</p>	<p>ゲノム解析については、ミレニアムプロジェクトの開始の時点で、倫理指針への対応が求められ、所内のゲノム倫理規定の整備がなされ、研究倫理審査委員会が、平成10年11月に設置されている。</p> <p>他方、動物実験については、「動物の保護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日、法律第105号)」並びに「実験動物の飼養及び保管等に関する基準(昭和55年3月27日、総理府告示第6号)」及び(社)日本実験動物学会の「動物実験に関する指針」に基づき、平成元年に、国立医薬品食品衛生研究所「動物実験に関する指針」を制定し、「動物実験倫理委員会」を設置した。現在、本指針に基づき、動物管理室において、事前に、倫理、動物福祉・愛護の観点でチェックを行っている。</p>

(7) その他	<p>国立研究機関のためか、人員・予算の執行面での自由度が著しく低い。政府（あるいは厚生労働省）は、国立研究機関にもう少し自由度を与え、活性化を図る必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、人員・予算の執行上の自由度に制限があるので、弾力的運用が可能となるような改正の働きかけを本省に要望していきたい。</p> <p>また、当所研究員として応募可能でルール上より自由度の高い様々な公募型研究費獲得に向け一層の努力を傾注し、研究活動の活性化を図ってきたい。</p>
---------	--	---